

高欄は花崗地塊石に平均間隔七呎四吋毎に穿ける納穴に可鍊鐵製樅柱を建込み、之に瓦斯管内徑一吋二分の一の手摺を貫通し其の下部には同内徑四分の三吋の瓦斯管二通り

を嵌込み、之に四分の三吋角鐵を格子形に取付けたる簡單なる構造とす。

茨城縣下道路愛護運動の實況

武井生

はしがき

一縣土木の棟梁を「一平さん」などと呼びかけたら、それが茨城縣ならば大に尊厳を冒瀆した事にもなるだらう。が然し我等の仲間では斯く呼ぶことに於て、却て特別の親しみを有す且敷意を表することになる、事ほど左様に一平坂本君は道路の改良に熱心な仁である。

坂本君は愛媛縣に十五六年も勤續した。そして縣内の橋と云ふ橋を總て鐵筋混擬土化したと云ふ程、耐久性に富ん

で居るが、「隅田川に架ける復興六太橋梁は總て同一型たるべし」などとは言はない。先年擢んでられて茨城縣土木課長となるや、此處でも愛媛流に鐵筋混擬土工事を遣り初めたが、此方面の熟練職工が無い。否露骨に言へば之に堪能なる技術者も亦乏しい。そこで先づ根本に遡つて、縣の土木工事を原則として直營と爲し、その間に於て下級技術者及職工工夫の教育をすることとなつた。が然し、此の當然すぎる程當然の計畫が、請負業者に對しては一大脅威と感せられたと見え、縣下の請負業者は結束して氏の排斥を

企て、二萬餘金と噂される運動費を投じて、縣土木工事を請負に附するを原則とするやう八方狂奔した。斯様な挑戦に對する態度は偏に沈黙して唯「時」の推移を待てば、足りる。果して、君は此不當なる要求に屈しなかつた。そして此醜運動は昨今漸く下火となりつゝある。吾人は此機會に於て、純一公平の硬骨坂本君の、自重健闘を望んで止まない。

此の坂本君、先に施行した路面改良工事の規模を更に擴大して地方市街地に適應する簡易鋪裝工事の試験を始め、其の成績の一部を先達ての土木課長會議に於て發表したが今度は道路の維持保存に關し、青年會在郷軍人分會其の他の團體の誠意ある後援を受け、一面道路愛護の實務を訓練し自治公共の念慮を涵養すると共に交通の整備を助長する目的を以て道路愛護會規則其の他幾つかの規程を矢継ぎ早に制定し、其の實行運動の第一歩として、水戸市内外に於ける道路の鋪裝工事及道路美化運動の實況を收めたファイルを作り、之を携えて縣下各地に映寫講演會を開催するこ

ととなつた。記者が其の狀況視察旁々聲援の爲めに「新治築波を越えて」幾夜かを水郷の邊りに過したのは、既に月餘に涉る宣傳の終りに近く且秋も酣となつてともすれば夜寒を覺える頃であつたが、其の成績は何處も皆盛會の一語で盡きる有様であつた。歸來其の狀況を逐一報告する積りで材料蒐集中であつたが、締切期日も切迫して只管焦慮する處へ、幸にも縣からの報告書が届いたので、之を其の儘紹介することとし、併せて坂本君を輔佐して斯く許りの大騒闘を續けた縣土木課員各位に對し深甚の敬意を表すと共に、縣の此の舉に賛同して陰に陽に應援を惜まれなかつた地方官民諸氏の好意を感謝する。

道路愛護會規則等の制定

縣下五百六十四里の國道並府縣道の維持保存屈曲急坂等の改修に對しては、毎年少なからぬ經費を投じつゝあるも交通量は年々歲々増加の傾向を示し、殊に昔日の圓太郎馬車の如きは全然その影を潜め到る處自動車の爆音頻繁にし

て道路は拵へても拵へても忽ち破損して終ふ。然りとて今日の交通に順應すべき維持保存費は到底縣經濟を以つては遺憾なきを期し難い。堅固にして経費のかゝらぬ地方道路の築造は目下の急務である。本縣に於ては比較的交通量の多い水戸市、土浦、下館、古河町に「アスファルト」簡易鋪装道路の築造を試みつゝあれど、畢竟道路保全の目的を

達するには日常道路を使用する一般公衆に道路愛護觀念を喚起せしめ、更に一步を進めて奉仕的に之れが維持保存の協力を求むるの必要を痛感し、本年八月別項の如き規程を制定し在郷軍人分會青年團及消防組等の諸團體をして、獨り府縣道のみならず町村道と雖も同様修理をなさしめ、其の成績優良なる團體へは賞金又は賞品を授與し表彰の途を展き、一面所轄土木出張所員をして實地の訓練をなさしめることとし、本則制定と共に管内三百八十二箇町村長及聯隊區司令官へ趣旨の貫徹方を依頼した。目下審査を申請せるものの四ヶ團體あり。その成績を見るに侮り難きを認め之れが徹底を期すると共に、沿道各家の人々に對しても一層

愛護の觀念を喚起せしめ官民協力道路保全の實を擧げ旁々道路及その交通に關する智識の普及を企て嘱託有坂氏を招き既報の如く縣下樞要の地に道路愛護交通智識普及宣傳活動寫眞隊を巡回せしめたのである。

道路愛護デーと映寫講演

道路愛護交通智識普及活動寫眞隊は、去る九月十四日夜水戸市を振出しに野上屬を主腦として有坂氏の活動寫眞班一行は十月十三日の大野村を名残りに縣南縣北三十二箇所に開催、回數三十五回に及び入場延人員七萬四千二百人に達した、而してこれが開催に當りては地方々々の交通業者若は町村役場等主催となり、青年團、消防組等の多大なる應援に依つて豫想外の盛況を見るに到つた。土木課に於ては所轄警察署と協力開催當日を道路愛護デーとし、早朝より道路工夫は勿論出張所員までが總動員をなし道路愛護の第一線に立つて先づ路面の掃除を開始し、警官は全員出動して交通の整理、取締等をなし各地各様の宣傳ビラを散布

し景氣を添へた、斯の種の活動寫眞は目先が新らしい爲か

一般的の氣受けも良く、觀衆は立錐の

餘地なき盛況を續くることが出來た

當夜開催地の警察署長土木出張所長は夫々交通及道路愛護に付き一場の講話を試みたプログラムは左の通りである。

貴き犠牲

帝都復興の基礎

ニューヨーク市の交通（實寫）

ロンドン市の交通（同）

最近に於ける東都の交通（同）

餘興 漫畫

活動寫眞開催の成績に鑑み中途に於て右の外更に縣民に親しみ深く趣旨を徹底せしむる映畫を提供せば一層効果あるを認め、水戸市及其の附近の道路を利用し『道



水戸市内務省官務事務課の庭校小学校に於いて開催される愛護道路の講演會の景光

「路と交通」と題する映畫を作製し右に追加した。

映畫の製作と其の効果

この映畫は坂本土木課長大童と

なつて總指揮の下に高木道路技師監督、交通整理、道路工事、沿道

民の自發的の修理等を主題とし市街地道路と地方道路を區分し作製

した十月十一日水戸市に於ける封切の際は警視廳交通課長藤間長敏氏が來援「道路と交通」に就て講演

を試みられ續いて其の翌日（十二日）より十八日まで道路改良會幹事内務事務官武井群嗣氏が内務省より遙々來縣せられ活動寫眞隊と別項所載行脚をせられ啓蒙運動の陳頭に

立たれたことは本縣路政史上特筆すべきことで吾々當事者は勿論縣民一同の深甚の誠意を表する次第である。

——映畫「道路と交通」の梗概——

交通機關を人間の體軀の機關に譬ふれば血管であつて、血管が人體の營養を支配するように、地上の交通機關は社會人の福利の消長に重大な影響を齎すものである。清新的血液が滞りなく循環し營養を旺ならしめるやうに、吾々は道路を整備し交通を圓滑ならしめねばならない、交通機關の中恰も大動脈の動をなす鐵道によつて運ばれた澤山な人々が、道

路面に吐き出された實況を水戸驛によつて示し順次市内の交通状態道路工事、市民が朝のつとめとして毎朝鋪装道路の掃除をする

實況等を映寫したものでその主なる映面は左の通りである

水戸驛前より銀杏坂に向ふ交通狀況

水戸驛前廣場に溢れた群衆が俄かに

狭められた銀杏坂を左側通行し安全に圓滑に交通の目的を達しつゝある實況

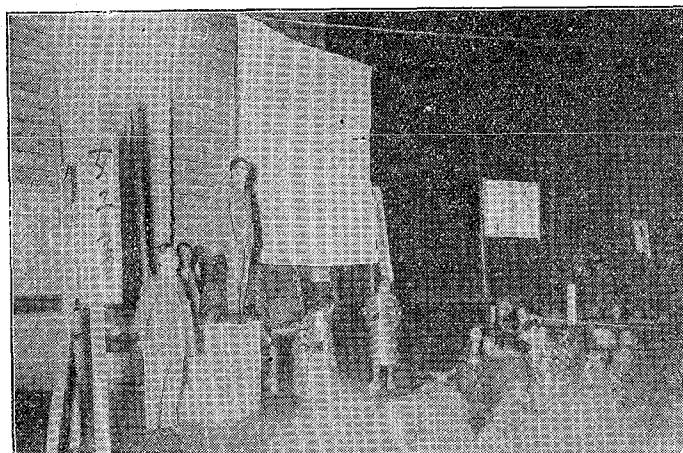
曲り角の危険

右へ曲るには大廻り左曲りは小

廻りし自動車の如き急速度の交通機關の横行も安全であるけれども偶々右曲りを小廻りして衝突の慘事を來す實況を比較し

悪道路より受ける損害

日用品を満載した自動車が押擣に落ちて困難する實況



水戸驛前廣場にて道交通課長の講演會に於いて高藤聰智識の通交景光の演講の通交視聽校女學等高生

押堀や輪跡が出来た當座は一蹴にして修理が出来るが放

置すると路盤を破壊し修理

に多額の費用を要するから

そんな時には地元で手

入れをすれば道路の壽命が長い

道路はこうして拵へる、

水戸市内の試験道修築の工

事作業の順序と方法

アスファルト簡易補修

工事

破損箇所もこうして簡易

に補修が出来る

文化人の朝のつとめ

如何に堅固な道路でも間

断なく使用せられては遂に

は破損を免れない、店先の道路も店の内と思つて朝毎に撒

水掃除をしてこそ、道路の壽命は長く然かも磨けば立派に

光る

良い道筋に

は立派な店

が並ぶ

道が良けれ

ば

いざ火事とい

ふ時にも交通整

備してをれば自

動車ポンプも逸

早く現場に馳付

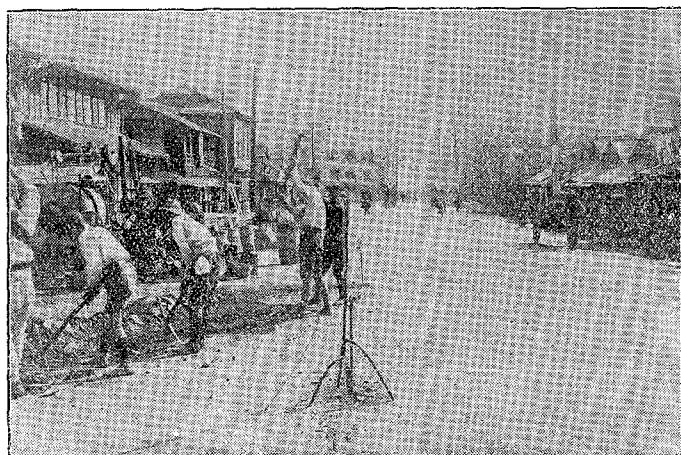
け禍を未然に防

止することが出

来る

道路に關す

活写・眞開催の一部



路線名	國道第六號線	基礎	路床鶴打均シ所 ノ砂利撒布シタル 轍壓三十回以上	記事
位置	水戸市上市柵町	下層配合	1:3:6	正十 月 大アス アルト シタキ 施ニ 編 本 箇 年 三 フ アル ナ 鋪装 モ 破 域 驗 行 處 處 月 ト シ ニ ニ 中
施行年月日	大正十五年十月六日	上層配合	セメント.....1 川砂利.....1,9	
工種	砂抜混凝土道	面坪當り	8,780	

坂本土木課長が水戸高等女學校の朝禮に臨んで未來の主婦たるべき諸嬢に對し道路愛護の講話を試みつゝある。

實況

子供の惡戯

田舎道にて何心なく子供が惡戯をし路面破損の原因をつくるを誠しむる實況

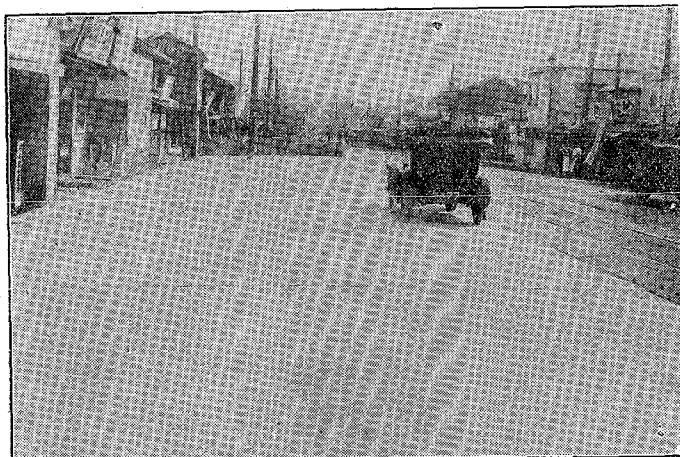
道路工事用材料蒐集の實況

實況

那阿川砂利置場よりワゴンローダーにより砂利を自

動車に積込みつゝある實況

部一 催開眞寫動活動



路線名	國道第六號線	基礎	路床打均シ所定 ノ砂利撒水縮幅 三十回以上
位置	水戸市上市柳町	下層配合	1:3:6
施行年月日	大正十五年十月六日	上層配合	セメント……1 花崗碎石……1,9
工種	砂抜混凝土道	面坪當り	10.130

修理をするに當り施工方法宜しきを得ず反つて道路保全に有害なる場合往々あるに付、彼は比較し映寫し技術官をして、説明を擔當せしめたのである。

以上はその主なるものにして外に常磐神社、日本三公園の一である常磐公園の風景を添へたものであつて、本

道路愛護活動寫眞會開催地名表

		開催月日	開催地名	主催者名	講 話 者 氏 名	來觀者概算	記事
同	九月十六日	水戸市	小學校庭	自動車組合	水戸警察署長	三,〇〇〇人	晴
同	同十七日	同	同	同	水戸署飯村警部	一〇〇	暴風雨二付中止
同	同十八日	酒門村	川崎氏庭	同	水戸土木課長	七〇〇	
同	十九日	磯濱町	壽座	同	水戸土木課長	二,〇〇〇	
同	二十日	湊町	波満喜座	自動車組合	水戸土木課長	一,八〇〇	
同	廿一日	石塚町	小學校庭	同	水戸土木課長	二,〇〇〇	
同	廿二日	笠間町	義孝座	其他	水戸土木課長	一,八〇〇	
同	廿三日	太田町	小學校講堂	太田町役場	水戸土木課長	二,〇〇〇	
同	廿四日	大宮町	川田座	大宮町役場	水戸土木課長	一,八〇〇	
同	廿五日	大子町	大子俱樂部	大子町役場	水戸土木課長	二,〇〇〇	
同	廿六日	眞壁町	小學校庭	眞壁町役場	水戸土木課長	一,〇〇〇	
同	廿七日	下館町	羽黒神社境内	下館町役場	水戸土木課長	一,〇〇〇	
同	廿八日	結城町	須賀神社境内	自動車組合	水戸土木課長	一,〇〇〇	
同	廿八日	古河町	共樂座	古河町役場其他	水戸土木課長	一,〇〇〇	
三十日	境町	古河町	松盛館	自動車組合其他	水戸土木課長	一,〇〇〇	
				坂本助役、大宮警察署長、太出土木出張所長、藤田大子町助役、眞壁警察署長、下館土木出張所長、大子警察署長、太田眞壁警察署長、下館土木出張所長、英自動車店主、下館町助役、眞壁警察署署長、結城警察署長、下館土木出張所長、	水戸土木課長	一,〇〇〇	
				古河警察署長、境土木出張所長	水戸土木課長	一,〇〇〇	
				境特定倉庫組合長、境土木出張所長	水戸土木課長	一,〇〇〇	
				境土木出張所長	水戸土木課長	一,〇〇〇	

同	十九日	松原町	松原町長、松原警察署長、松原
同	二十日	下大野村	下大野村長
計	三五個處	小學校	海老澤下大野村長、濱警察署長、水

一、三〇〇	同
九〇〇	同
七五、四〇〇人	同

目 次

大正十五年八月十九日

茨城縣內務部長

各市町村長殿

道路に關スル件通牒(土)

- 道路愛護會規則制定ニ關シ内務部長ヨリ各市町村長へ通牒
(大正十五年八月十九日)
- 規則發布ニ付内務部長ヨリ水戸聯隊區司令官へ依頼ノ件 (大正十五年八月二十一日)
- 同土木課長ヨリ各土木出張所長へ通牒 (大正十五年八月十九日)
- 道路愛護會規則 (大正十五年八月十九日茨城縣告示第四八七號)
- 道路愛護會規則取扱手續 (大正十五年八月十九日訓令乙第二三四號)
- 縣告示第四八八號)
- 青年團體等國府縣道修繕擔當規程 (大正十五年八月十九日訓令乙第二三五號)
- 十九日訓令乙第二三五號)

交通機關ノ完備ハ文化ノ普及及產業ノ發達等ニ最モ密接ナル關係ヲ有シ之ヲ施設ノ良否ハ地方ノ消長ニ及ホス影響少ナカラス就中道路ハ普ク地方三分布シ其ノ利用範圍極メテ廣汎ニシテ之を改良ハ地方開發ノ爲極メテ緊要ナル事項ニシテ今ヤ本縣ニ於タル國道及府縣道ハ其ノ延長實ニ六百里以上ニ亘リ所謂道路網ノ完成ニ近キ實況ニ至リシト雖道路ノ屈曲急坂等多キナ以テ之等改善ノ必要上縣ハ毎年多額ノ經費ヲ投シ之力改良ヲナスト共ニ道路ノ維持保存ニ付夫々施設ヲナシツツアリ然レドモ如何セム限リアル経費ヲ以テ當事者ノミノ努力ニ依リテ其ノ完全ヲ期スルハ到底至難ノ業ニシテ之ガ完全ヲ期スルニハ勢ヒ地元市町村居住者ノ道路愛護ノ觀念ニ俟タサガヘカラヌ然ルニ往時地元

居住者ニ於テ其ノ關係道路ノ維持保全ニ協力シタル社會奉仕的美風ハ近時道路ニ關スル幾多ノ法令發布ト共ニ地元居住者ハ法令上直接道路保全ノ義務ナキヲ理由トシ之ヲ一ニ其ノ管理者ノ爲ス所ニ放任シテ敢テ願ミス古來ノ良俗ハ漸ク頽廢スルノ傾向アルハ甚々遺憾ト被存候ニ付國縣道ノ維持保存ニ關シテハ地方ニ於ケル青年團在郷軍人分會其他ノ團體ノ誠意アル後援ヲ受ケ一面道路愛護ノ實務ヲ訓練シ自治公共ノ念慮ヲ涵養スルト共ニ交通ノ整備ヲ助長スルノ目的ヲ以テ今般青年團體等國府縣道修繕擔當規程並道路愛護會規則ヲ制定シ本日縣報ナ以テ告示相成候次第付右ニ御了知本規程制定ノ趣旨管内青年團體等國府縣道修繕度特ニ申添ヘ候

漏ナク周知方可然御取計相成度

追テ「青年團體等國府縣道修繕擔當規程」ハ獨リ國、府縣道ニ限ラスシテ市町村トシテモ同様ノ儀ト被存候間市町村ニ

於テハ本規程ニ準シ適當ナル規程ヲ定メ國、府縣道ト相俟テ地方青年團體ノ後援ヲ受ケ道路ノ保全ニ努メラレ候

様致度特ニ申添ヘ候

規則發布ニ付内務部長ヨリ水戸聯隊區

司令官ヘ依頼ノ件

(大正十五年八月二十一日)

拜啓益々御清祥ノ段大慶ノ至リニ奉存候陳者今回道路ノ維持保全ノ必要上道路愛護會規則及青年團體等國、府縣道修繕擔當規程ヲ制定シ之カ趣旨ノ貫徹方ニ關シテハ別紙寫ノ通各市町村長ニ及通牒置候得共右規則中ニハ在郷軍人分會ヲモ包含致シ居リ候ニ付テハ將來種々御高配ヲ相煩ス義ト被存且其ノ成績ノ審査等ニ關シテハ特ニ御配慮相煩シ遺憾ナキヲ期シ度ト存居候ニ付御多忙中恐縮ニハ候ヘ共何分御配慮相煩シ度別紙規則相添ヘ此段得貴意度如斯ニ御座候草々拜具

追テ御差支無之限り在郷軍人會ニ御訓示等ノ機會ニ一言本懲

ニ於テ本規則發布ニ關シ注意ヲ喚起スル様御懇示相願ハレ候

ハ幸甚ノ至リニ御座候草々拜具

水戸聯隊區司令官殿

内務部長

大正十五年八月十九日

土木課長

各土木出張所長殿

青年團體等國縣道修繕擔當規程及道路

愛護會規則ニ關スル件

本日標記ノ規程及其ノ取扱手續發布相成同時ニ市町村長へ別紙寫ノ通及通牒置候ニ付土木出張所ニ於テモ該通牒ノ趣旨ニ基キ相當機會アル毎ニ本規則ノ趣旨ナ説明シ各種團體ナシテ本規程ニ依リ國縣道ノ修繕及道路愛護會ニ加入シ道路ノ維持保全ニ盡力候様夫々指導シ其ノ目的ノ達成ヲ期セラレ度（別紙ハ略ス）

○茨城縣告示第四八七號

道路愛護會規則左ノ通定ム

大正十五年八月十九日

茨城縣知事 未松信一郎

道路愛護會規則

第一條 道路愛護ノ實務ヲ訓練シ自治公共ノ念慮ヲ涵養スルト共ニ交通ノ整備ヲ助長スルノ目的ヲ以テ道路愛護會ヲ設ク

本會ハ加入者ノ道路愛護ニ關スル實績ヲ審査シテ其ノ優秀ナルモノヲ表彰スルコトヲ以テ其ノ事業トス

本會事業ノ爲毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄一會期トス

第二條 本會長ニハ内務部長副會長ニハ學務部長ヲ以テ之ニ充ツ

審査長ハ土木課長ニ當り審査員ハ内務部、學務部員ヨリ會長之ヲ命ス

第三條 本會ニ加入シ得ルモノハ市町村在郷軍人分會青年團體消防組及其ノ聯合團體トス

前項ノ團體ノ外會長ニ於テ適當ト認メタル團體ハ特ニ加入ヲ認ムルコトアルヘシ

第四條 本會ニ加入セムトスル團體ハ毎年三月三十一日迄ニ左ノ事項ヲ具シ市村長ノ承認ヲ經テ會長ニ申出ヘシ但加入團體トシテ市道及町村道ノ工事ニ着手セムトスルトキハ其ノ道路管理者ノ許可ヲ受ケヘシ

一 團體名

二 加入スヘキ區域ノ道路

- (1)國道 何號線 何間
(2)府縣道 何號線 何間
(3)市道 何號線 何間
(4)町村道 何號線 何間

三 團體組織ノ概略

四 道路改修及修繕ノ概要及其ノ經費ノ負擔方法

五 區域内道路見取圖（國道青色、府縣道朱色、市道黃色、町村道綠色、改修及修繕セムトスル工作物ノ位置朱圈點ヲ以テ表示スルコト）

第六條 本會ハ國道、府縣道、市道、町村道ヲ合シテ審査スルモノトス但シ其ノ區域廣大ナルモノハ一大字ヲ以テ其ノ區域トナスコトヲ得

第七條 本會加入關係ノ道路ニ對シテハ審査員及所屬土木出張所

長ハ其ノ現況ヲ調査シ爾後其ノ區域内ニ於ケル加入團體員ノ當

該實務ニ對スル當時ノ用意態度ノ如何及道路ニ關スル實況等ヲ

視察シ其ノ成績ヲ考查スヘシ

第七條 土木出張所長ハ前條ノ考查ニ基キ加入團體ノ施工シタル

作業及成績調書ヲ作製シ順位ヲ附シ毎年四月十日迄ニ審査長ニ

報告スヘシ

第八條 審査長ハ審査員ナシテ審査品評セシメ其ノ等級ヲ定ム

第九條 審査ハ道路愛護ニ關スル當時ノ用意ト態度トヲ考慮スル

ノ外左ノ標準ニ據ルヘシ

一 道路ノ維持修繕方法及其ノ現況ノ可否

二 費用又ハ労力ノ負擔方法ノ可否

前項第一號ノ審査ニ付テハ當該道路ノ構造交通狀態管理者修繕

ノ程度等ヲ斟酌シ其ノ成績ヲ考查スルモノトス

第十條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ五等級ニ分サ賞金又

ハ賞品ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

前項賞金又ハ賞品ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 褒賞授與ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

附 則

第十二條 本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本規則ニ依リ加入シ得ル團體ニシテ從來ノ狀況既ニ本

規則ノ要旨ニ適合スト認ムルモノハ本規則ヲ準用シ表彰スルコ

トアルヘシ

第十四條 大正十五年ニ限り第一條第二項ノ期間ノ始期ヲ十月一日トシ第四條ノ期限ヲ九月三十日トス

○訓令乙第二三四號

内務部土木課
各土木出張所

道路愛護會規則取扱手續左ノ通定ム

大正十五年八月十九日

茨城縣知事 末松偕一郎

道路愛護會規則取扱手續

第一條 規則第六條ニ於ケル現況ノ實査ハ審査員及所屬土木出張

所長加入團體代表者ヲ立會セシメ各道路ノ長幅等ヲ實測シ他區域トノ境界ニハ加入區域ヲ示ス爲標杭ヲ設置セシメ其ノ全般ノ

狀態ヲ各路線毎ニ調査シ第一號書式ノ調書ヲ作製スヘシ但シ其ノ成績ハ左ノ各項ニ就テ調査考慮シ各項毎ニ採點シ合計百點ヲ

満點トス

一 路面排水ノ施設(側溝ノ如キモノ)及狀態

二 路面ノ横斷勾配及狀況

三 木障打チ等ノ關係

四 路面砂利敷ノ有無及手入レノ状態

五
其
他

第二條 規則第七條ニ依ル加入團體ノ成績考査ノ爲團體ニ作業目

第三條 規則第八條ノ成績調書ハ第三號書式ニ依ルヘシ

道路愛護會加入團體道路現況調查表

加入團體名

自大正年月日道
路愛護會加入團體作業
至同年月日

年月月	路線名
工事場所	作業種類
八	延長又
坪	延人員
	摘要
	認巡察者
	印

第三號書式

道路愛護會加入團體作業成績調查表

加入團體名
代表者

○茨城縣告示第四八八號

青年團體等國府縣道修繕擔當規程左ノ通定ム

大正十五年八月十九日

茨城縣知事 末松岱一郎

青年團體等國府縣道修繕擔當規定

第一條 道路愛護ノ實務ヲ訓練シ自治公共ノ念慮ヲ涵養スルト共

ニ交通ノ整備ヲ助長スルノ目的ヲ以テ青年團體等（在郷軍人分

會、處女會、消防組ヲ含ム以下倣之）ニ於テ地元國、府縣道ノ

修繕ヲ爲サムトスルトキハ本規程ニ依ルヘシ

第二條 本規程ニ依リ青年團體等ノ從事シ得ヘキ作業ハ概不左ノ

如シ

道路ノ砂利敷、不陸均、盛土、路側溝深ヒ其ノ他簡易ナル普通

修繕及砂利ノ採取運搬

第三條 青年團體等ニシテ本規程ニ依リ作業ニ從事スル場合ハ凡

テ會員ノ努力ヲ以テ之ヲ會員以外ニ需ムルコトヲ得ス

第四條 青年團體等ニ於テ隨時第二條ノ修繕ヲ爲サムトスルトキ

ハ代表者ノ名ヲ以テ左ノ各號ヲ具シ所轄土木出張所ヲ經テ申請書ヲ提出スヘシ

一 作業ノ種類、方法及其ノ箇所

二 會員數、出役人員及出役方法ノ概要

三 着手及竣工ノ期日

第五條 青年團體等ニ於テ地元國、府縣道當時ノ維持修繕ヲ擔當セムトスルトキハ四月一日ヨリ翌年三月未日迄一箇年ヲ一期間

トシ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ前條第一項ニ準シ左ノ各號ヲ具シ其ノ年二

月末日迄ニ所轄土木出張所ヲ經テ申請書ヲ提出スヘシ

一 維持修繕ニ從事スヘキ道路ノ路線名及其ノ擔當區域

二 會員數、出役人員及出役方法ノ概要

三 作業方法ノ概要

第六條 前條ノ場合ニ於ケル作業ハ概不左ノ各號ニ依ルモノトス

一 道路、橋梁、溝渠等ノ破損ニ對スル豫防ノ方法ヲ講スル

コト

二 常ニ路面ノ車轍其ノ他凹凸ニ注意シ搔均シ埋立ヲ爲スコト

ト

三 隨時砂利敷、耳芝、刈込、溝渠ヲ行フコト

四 路面及橋脚、橋臺、溝渠等ノ塵芥其ノ他障害物ヲ取除ク

コト

五 隨時路面ノ泥土取除及排水、除雪等ヲ爲スコト

六 前各號ノ外、道路橋梁ノ維持保全上必要ナル作業ニ務ム

ルコト

第七條 第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ別記様式ノ作業日誌ヲ備置

き出役及作業ノ概要ヲ記載スヘシ

前項ノ日誌ハ主務官吏、職員吏員ノ閲覽ヲ求メタルトキハ之ヲ

提示スヘシ

第八條 作業及工作物保護ニ付テハ總テ所轄土木出張所ノ指揮監

督及検査ヲ受クヘン

第九條 第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ擔當區域内ノ道路ニ被害

チ來シ又ハ破損ノ虞アリト認メタルトキハ逕滞ナク所轄土木出

張所ヘ通報スヘシ

第十條 數團體共同シテ作業ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ義務ヲ連帶

トス

第十一條 第四條及第五條ニ依ル作業ノ爲必要ナル材料ハ縣ニ於

テ交付スルコトアルヘシ

前項ノ外作業ノ經費ニ付テハ其ノ出來形ニ依リ査定シタル金額

(材料費及勞力費)ヲ實費辨償金トシテ交付ス

第十二條 作業ノ成績優良ニシテ他ノ模範タルヘシト認メタルモ

ノハ特ニ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十三條 左ノ各號ニ該當スルトキハ作業ノ許可ヲ取消シ必要ナ

ル措置ヲ命スルコトアルヘシ

一 指定期間内ニ作業ヲ終了セサルトキ又ハ終了ノ見込ナシ

ト認メタルトキ

二 主務官吏、職員、吏員ノ命ニ從ハサルトキ

総 介

三 第一條ノ目的ニ反スル行爲アリト認メタルトキ

前項取消ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シテハ爾後本規程ニ依ル作業

ヲ許可セサルコトアルヘシ

第十四條 天災其ノ他正當ノ事由ニ依リ指定ノ期限内ニ作業ヲ終

了スルコト能ハサルトキハ申請ニ依リ延期ヲ許可スルコトアル

ヘシ

第十五條 第四條ノ許可ヲ受ケタル者作業ヲ終了シタルトキハ其

ノ旨所轄土木出張所ヲ經テ知事ニ届出スヘシ

第十六條 前條届出ニ依リ検査ヲ行フトキハ代表者之ニ立會スヘ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年度ニ限リ本則第五條第一項ノ期間ヲ十月一日ヨリ六ヶ
月トシ同條第二項ノ期間ヲ大正十五年九月末日トス

作業日誌

郡(市) 町 村在青青年會代表者 氏 名
村在鄉軍人分會

自大正 年 月 日
至大正 年 月 日

チ規程第五條ニ該當スルトキハ左ノ事項ヲ具備シ意見書ト共ニ提出スヘシ

二 工事施行日數、施行時期、施行方法ニ關スル大體ノ意見
三 出役人員及出役方法ニシテ施行日數又ハ施行方法ニ適合

四 交付スヘキ實費辨償金見込額及其ノ起算ノ基礎

第三條 土木出張所長工事竣工ノ届書ヲ受理シタルトキハ實地検査ヲ遂ヶ成績ノ良否ヲ審査シ交付スヘキ實費辨償金額其ノ他意見ヲ詳具シ進達スヘシ

作業ノ成績不良ナリト認メタルトキハ期限ヲ指定シ修補ヲ命ス
ヘシ

第四條 規程第五條ニ依ル許可アリタル場合ニ於テハ土木出張所

長へ一箇年間ノ事實ニ徵シ其ノ勞力ノ程度及成績ヲ審査シ調書

ヘシ

第五條 土木出張所長ニ於テ規程第十三條ノ處分ヲ要スト認メタ

ルトキハ専由ヲ説具シ上中ノハシ

土木課へ進達スヘシ

第二條 土木出張所長申請ヲ許可スヘキモノト認メタル場合ニ於

手續

青年團體等國府縣道修繕擔當規程取扱

大正十五年八月十九日

大正十五年八月十九日

○訓令乙第一三五號

內務部土木課